

生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」とは、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けて日本政策金融公庫が融資をする制度です。

《制度の特徴》

★無担保・無保証人

★返済期間にかかわらず利率が一定

《制度内容》

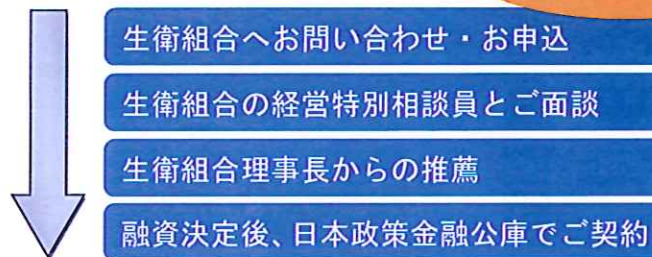
お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額	1,500万円以内	
ご返済期間	10年以内	7年以内
据置期間	2年以内	1年以内
利率	特別利率F	
担保・保証人	無担保・無保証人	

《お申しただけの方》

次の①～⑤のすべてを満たす方

- ①生衛業を営む会社または個人で常時使用する従業員（注）の数が5人以下の方
（注）常時使用する従業員とは、3ヵ月以上の期間を定めて継続して雇用されている従業員のこと（事業主、同一生計の家族、アルバイト、パート等は含めません）
- ②都道府県知事等から営業許可等を受けて営業を営む方
- ③原則として6ヵ月以前から経営特別相談員等による経営指導を受けている方
- ④最近1年以上同一生衛組合の地区内で同一事業を営む方（他の生衛組合の地区から移転された場合は、移転直前の地区において1年以上の業歴がある方）
- ⑤所得税、法人税、事業税及び都道府県民税（市町村民税）（均等割を含む）について納期限の到来している当該義務納税額（延納、納税猶予または納期限の延長にかかる税額を除く）を全て完納している方

《お申の流れ》



※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/>

最寄りの支店

振興事業貸付

「振興事業貸付」とは、振興計画認定組合の組合員の皆さまにご利用いただける日本政策金融公庫の融資制度です

《制度の特徴》

★お使いみちが振興特利設備の場合

「基準利率-0.9%」

★振興事業促進支援融資制度で、

さらに0.15%低減

《制度内容》

お使いみち	設備資金	運転資金
ご融資額 (業種により異なります)	1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内	5,700万円以内
ご返済期間	18年以内	5年以内 (特に必要な場合7年以内)
据置期間	2年以内	6ヵ月以内 (特に必要な場合1年以内)
利率(年利) (注1)(注3)	特別利率C (基準利率-0.9%) ~基準利率	特別利率A(注2) ~基準利率 (基準利率-0.4%)
担保・保証人	お客さまのご希望に応じてご相談させていただきます	

(注1) 生衛組合から事業計画等の確認を受けた方は、お使いみちが振興特利設備、振興運転資金の場合に限り振興事業促進支援融資制度[振興事業貸付に定める利率から0.15%(年利)引き下げ]が適用されます。

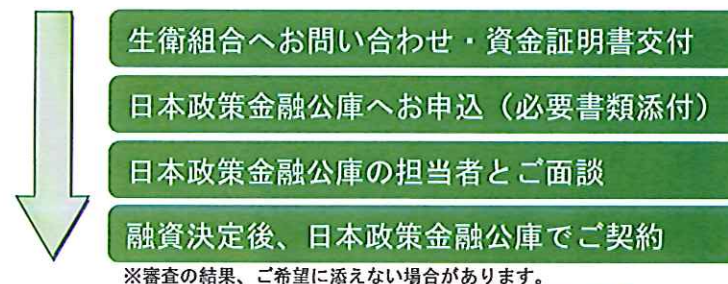
(注2) 特別利率Aの適用は、標準営業約款登録業者に限ります。

(注3) ご融資後に組合を脱退したことにより、振興計画に基づく事業が実施できないと認められた場合には特別利率の適用を解除し、基準利率に引き上げを行う場合があります。

《お申込に必要な書類》

- 借入申込書
- 生衛組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」(事業計画等の確認を受けた場合は、「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写し)
- 施設・設備の概要(見積書、関係図面など)
- 企業概要書(はじめてご利用される方)
- [法人営業の方]
 - 履歴事項全部証明書(はじめてご利用される方)
 - 最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書含む)
 - 最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合、または事業を始めたばかりで決算を終了していない方)
- [個人営業の方]
 - 最近2期分の申告決算書(申告されている場合)

《お申込の流れ》



融資のお申込、
お待ちしております。

最寄りの支店



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/>